

# アンチダンピング（AD）措置の効果と活用

令和8年4月

貿易経済安全保障局 特殊関税等調査室

# アンチダンピング(AD)措置とは何か

輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸入国（日本）の国内産業に損害を与えている場合に、その価格差に相当する関税を賦課できる措置。

## イメージ



# 措置の効果（①ダンピング品の輸入数量の減少効果）

過去の国内事例では、AD措置発動後にダンピング品の輸入数量が著しく減少。

■ 対象貨物：  
中国及び韓国産 水酸化カリウム  
(HSコード：2815.20)

※ 右図は韓国産の動きを抽出

## 輸入数量（右図下段）の動き

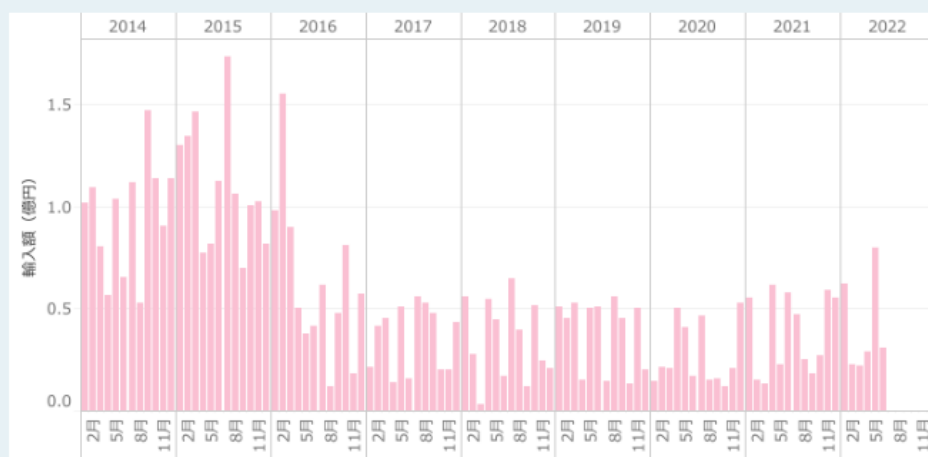
▼ 調査開始：横這い～増加

▼ 暫定措置：急減

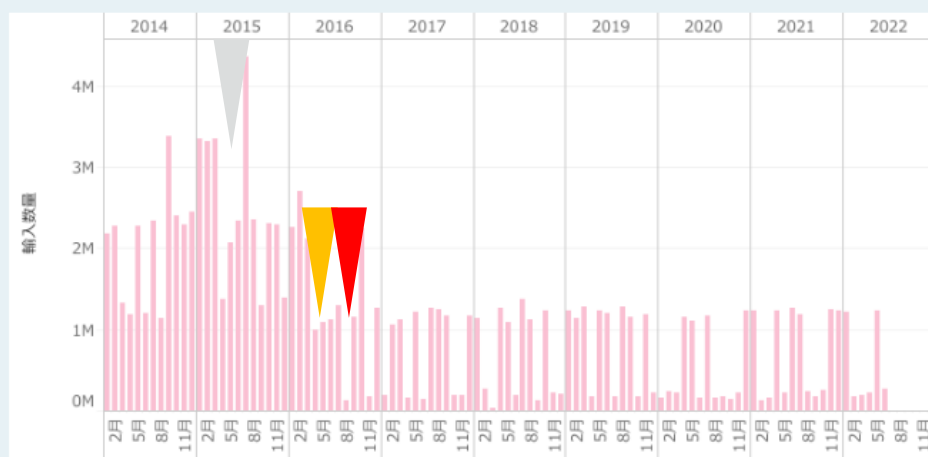
▼ 確定措置：急減後の水準を維持  
(2016年8月)

## 輸入モニタリングシステム（当室HPより）

輸入金額（月次）（対象品目の輸入数量の単位：KG）



輸入数量（月次）（単位：KG）



STEP1  
輸入通関コードを指定してください。  
HS 6桁  
281520

HS 9桁  
281520000

ヒント1：選択したいHSコード9桁がプルダウンに表示されていない場合は、まず該当するHSコード6桁をフィルターにて選択してください

ヒント2：STEP1でHS6桁を選択後、グラフが表示されない又はHS9桁のプルダウンに「アイテムはありません。」と表示される場合は、下記HSコード/単位対応表を参考にSTEP2で単位を選択してください。単位を選択すると、HS9桁のプルダウンに有効な選択肢が表示されます。

HS 6桁	HS 9桁	単位
281520	281520000	KG

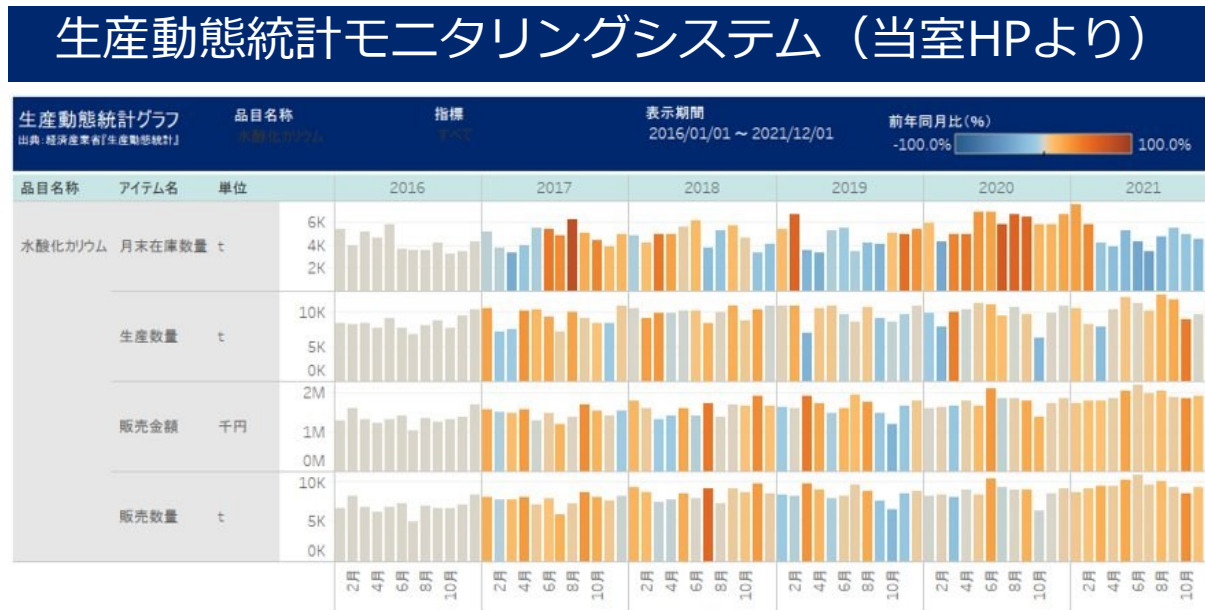
STEP2  
グラフで表示する単位を選択してください。  
KG

STEP3  
表示期間の範囲を指定してください。  
2014/01/01 2022/12/01

STEP4  
表示したい国名を指定してください。  
大韓民国

# 措置の効果（②国産品の国内価格持ち直し効果）

AD措置により、ダンピング品と競合していた国産品について、価格設定の持ち直しが実現。



▼**確定措置（2016年8月）後**：  
国産品の国内販売単価が徐々に上昇

※ 国内販売単価（年ごとの平均単価）  
2016年 198.0円  
⇒ 2021年 205.0円

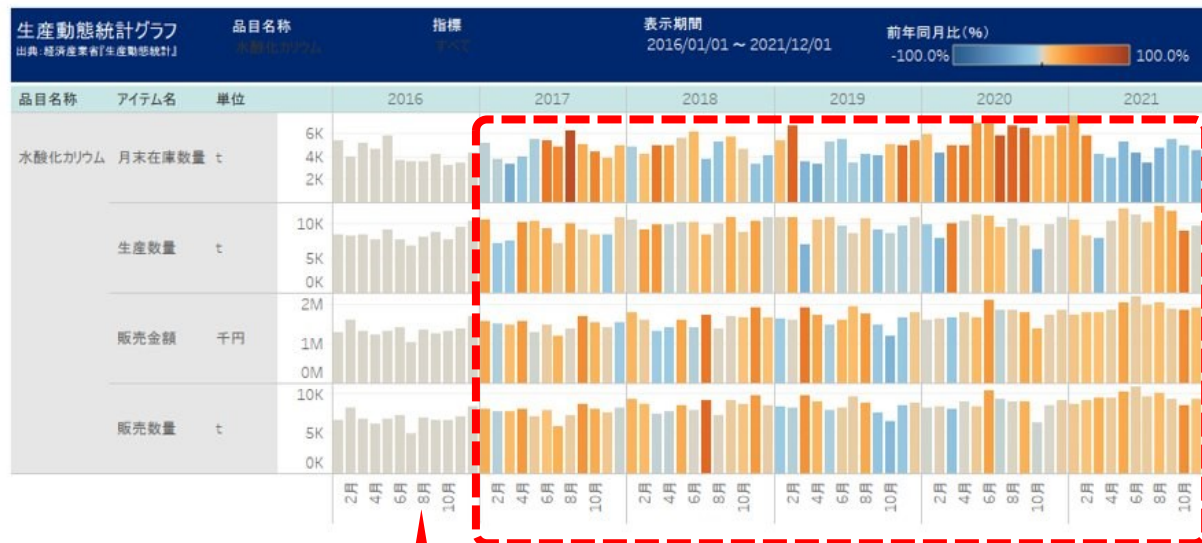
**確定措置**



# 措置の効果（③国産品の国内販売数量の回復効果）

AD措置（ダンピング品へのAD税賦課）により、ダンピング品の輸入数量が減少したことで、国産品の国内販売数量が回復。

## 生産動態統計モニタリングシステム（当室HPより）



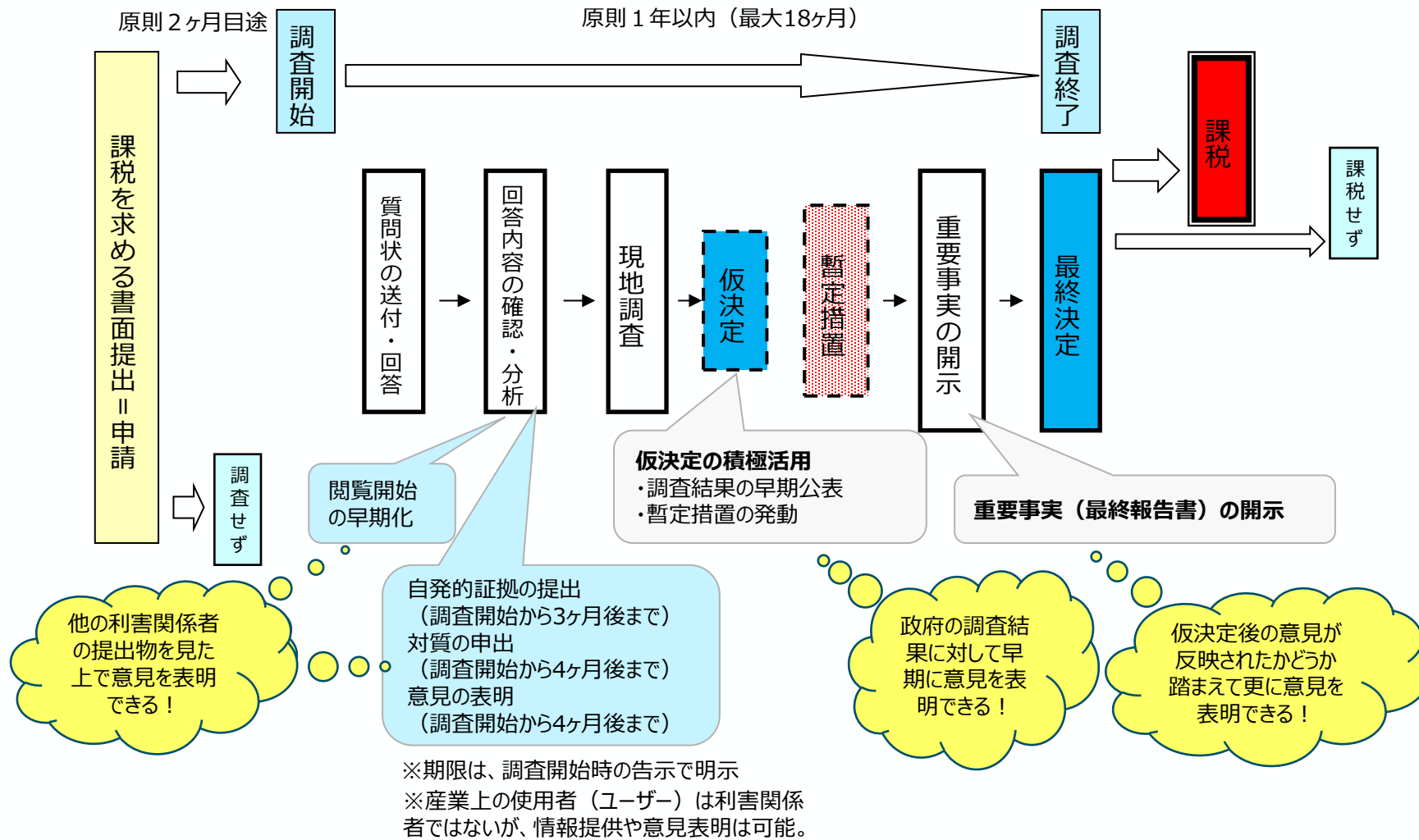
確定措置

▼**確定措置（2016年8月）後**：  
販売金額、販売数量ともに課税賦課後、前年比増加の傾向がみられる

※ 国内販売金額  
2016年 16,217,640 千円  
⇒ 2021年 21,204,487 千円  
(約 50 億円 増)

※ 国内販売数量  
2016年 81,904 トン  
⇒ 2021年 103,416 トン  
(約 2,2000トン 増)

# 【参考】AD調査プロセスの詳細



# 我が国における貿易救済措置の活用状況

## 【我が国のAD/CVD措置発動案件（2000年以降）】

対象産品	対象国 (*1)	課税期間 (*2)	申請者
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	2002.7 - 2012.6	帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)
DRAM ※CVD	韓国	2006.1 - 2009.4	エルピーダメモリ(株)、マイクロンジャパン(株)
電解二酸化マンガン	豪州	2008.9 - 2013.8	東ソー日向(株)、東ソー(株)
	スペイン・南アフリカ	2008.9 - 2019.3	
	中国	2008.9 - 2029.2	
トルエンジイソシアナート	中国	2015.4 - 2020.4	三井化学(株)
水酸化カリウム	韓国・中国	2016.8 - 2026.8	カリ電解工業会
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国	2017.12 - 2028.2	三井化学(株)、三菱化学(株)、日本ユニペット(株)、越前ポリマー(株)
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国・中国	2018.3 - 2023.3	(株)ベンカン機工、日本バンド(株)、古林工業(株)
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国	2020.9 - 2025.9	大八化学工業(株)
炭酸二カリウム	韓国	2021.6 - 2026.6	カリ電解工業会
溶融亜鉛めっき鉄線	韓国・中国	2022.12 - 2027.12	日亜鋼業(株)、NS北海製線(株)、(株)ガルバート・ジャパン、(株)ワイヤーテクノ
黒鉛電極	中国	2025.7 - 2030.7	S E Cカーボン(株)、東海カーボン(株)、日本カーボン(株)

## 【現在調査中の案件】

対象産品	対象国 (*1)	調査開始日	申請者
ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板	中国・台湾	2025.7.22	日本製鉄(株)、日本冶金工業(株)、ナス鋼帯(株)、日本金属(株)
溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板	韓国・中国	2025.8.13	日本製鉄(株)、日鉄鋼板(株)、(株)神戸製鋼所、(株)淀川製鋼所
ビスフェノールA	韓国・台湾	2025.8.20	三菱ケミカル(株)、三井化学(株)
炭酸二カリウム(*3)	韓国	2025.8.20	AGC(株)
水酸化カリウム(*3)	韓国・中国	2025.12.25	カリ電解工業会

- (\*1) 中国は、香港及びマカオ地域を除く
- (\*2) 確定措置の課税期間
- (\*3) 課税期間の延長に関する調査

# AD措置の使い方（申請～調査～発動の概要）

- AD措置は、原則、民間事業者からの申請と、政府による調査を経て、要件を満たせば発動される。課税期間は原則として5年、延長も可能。
- AD措置発動の要件は以下3つ。民間事業者は、申請書を作成することや、調査段階において政府からの質問状に回答すること等が求められる。

## AD措置発動の3要件

### ① ダumping

(例)

輸出国国内向け販売価格：120円

日本向け輸出価格：100円

ダumpingマージン率：20% =  $(120-100)/100$

### ③ 両者の因果関係

ダumping以外の要因（第三国からの輸入、需要の変化、消費態様の変化等）を検討。

### ② 国内産業への損害

輸入量の推移や国産品価格への影響、損害指標（販売、利潤等）について検証。

## 申請～発動にあたって必要となる作業

### ① 【申請書の作成】

ダumping、国内産業への損害、両者の因果関係について、合理的に入手できる情報を基に説明する  
★申請書作成の手引きやモデル申請書をご用意しています！

### ② 【質問状への回答等】

調査当局が左記の発動要件を認定するための質問に回答、裏付ける資料を提出

### ③ 【その他証拠・意見の提出等】

他の利害関係者（例：輸出国生産者）による相対する主張への意見や証拠を、調査当局に提出

# 申請に必要なとなる主な情報

「合理的に入手可能な」情報で記載

## ① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

調査対象製品に係る情報を収集

### ① ダumping

以下を用いてダumpingマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- 日本向け輸出価格（ベース：貿易統計等）
- 正常価格（輸出国国内販売価格）（ベース：業界紙等）
- これらを比較するにあたって控除すべき経費等

### ③ 両者の因果関係

営業現場での声（例：輸入品を引き合いに出され失注が増加している）

ダumping以外の要因の説明（例：第三国からの輸入量、第三国品の日本国内での販売価格）

### ② 国内産業への損害

原則過去3年以上、以下の項目を検証

- 調査対象製品の輸入量の推移（ベース：国内統計、貿易統計等）
- 日本国内での需要量、国産品・輸入品の価格比較（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）
- 損害15指標の総合的な評価（1 販売、2 利潤、3 生産高、4 市場占拠率、5 生産性、6 投資収益若しくは7 操業度における現実の及び潜在的な低下、8 資金流入、9 在庫、10 雇用、11 賃金、12 成長、13 資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、14 国内価格に影響を及ぼす要因又は15ダumpingの価格差）（ベース：日本の生産者の財務データ）

# ① 調査対象製品の定義

- 調査対象製品は、物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討して特定する。
- 調査対象製品の範囲は、輸入統計品目番号と一致している必要はなく、一部のみを対象とすることもできる。その場合、税関で区別できること（目視や成分表での判別が可能等）が必要となる。

## 調査対象製品の定義（範囲）には注意が必要

同一の輸入統計品目番号に3種類の製品が含まれる場合



製品 A

国産品に損害を与えていると考えられる製品



製品 B

Aの類似品



製品 C

- 調査対象製品をAのみとした場合：課税対象がAのみとなり、課税措置発動後に、Bに切り替えが行なわれ、ダンピング輸入（迂回）される可能性
- 調査対象製品をA・B・C全てとした場合：国産品のB,Cに損害が生じていない等、ダンピング品による損害を立証することが難しくなる可能性

## 調査対象製品の定義は申請・調査・課税に影響



- 申請段階において、申請者が収集するのは調査対象製品（輸入品・輸入品に対応する国産品）に係る情報
- 申請段階においては、申請者が、国内生産高の25%以上のシェアを持っていることが必要
- 調査開始段階においては、申請を支持する国内生産者の生産高 > 反対する者の生産高となることが必要
- 課税対象は、調査対象製品のみ
- 課税を延長する場合、調査対象製品の定義は変更しない

# ① ダンピングマージンの算出

- ダンピングマージンは、日本向け輸出価格と正常価格を用いて計算する。
- 正常価格は、原則、輸出国の国内販売価格を使用するが、一定の条件下では、別の価格を使うことも可能。

$$\text{ダンピングマージン(DM)率} = \frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} = \frac{120\text{円} - 100\text{円}}{100\text{円}} = 20\%$$

(不当廉売差額率)

## 原則：輸出国国内販売価格

※一定の条件\*下で

- 第三国輸出価格
- 構成価格（製造原価・販管費・利潤の積み上げ）

も利用できる

120円

正常  
価格

不当廉売  
差額

100円

日本  
向け  
輸出  
価格

※日本向け輸出価格（CIFベース）を加重平均したものから、控除すべき経費等を調整する必要。

\*一定の条件：例えば、輸出国国内において販売がなされていない場合等

# ①ダンピングマージンの算出（輸出価格の算出）

- 「正常価格」と「輸出価格」は同じ貿易段階で比較する。原則、工場出荷段階の価格に揃える。
- 調査対象者の輸出価格は、出発価格（輸出価格算定の出発点となる価格）から工場出荷後に発生した費用等（国内運賃、保険料等）を控除して算出する。
- 調査対象者は、質問状回答において控除対象となる各費用を回答する。調査当局は、現地調査でサンプル取引につき証憑の提出を求め、回答の正確性を検証する。



# ①ダンピングマージンの算出（具体例）

## 【正常価格】

項目	価格
国内販売価格【客先軒先渡し】 （A国の通貨ベース）	139.15
－物品税（10%）	126.50
－仲介者の手数料（10%）	115.00
－国内運賃、保険料(15%)	100.00
<b>【計算結果（正常価格）】</b>	<b>100.00</b>

## 【輸出価格】

項目	価格
輸入価格【CIF価格】 （A国の通貨ベース）	98.34
－海上運賃・保険料（2%）	96.40
－船積諸掛（3%）	93.60
－輸出国内輸送費（4%）	90.00
<b>【計算結果（輸出価格）】</b>	<b>90.00</b>

$$\text{ダンピングマージン(DM)率} = \frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} = \frac{100.00\text{円} - 90.00\text{円}}{90.00\text{円}} = 11.1\%$$

(不当廉売差額率)

## ②国内産業への損害

- 国内産業への損害については、以下3つについて検討することが必要。
  - 数量効果**：ダンピング輸入の絶対的な増加、国産品との関係での相対的な増加の有無を検討。
  - 価格効果**：輸入品による国産品価格の下回り、価格の押し下げ又は価格上昇の抑制が生じているかを検討。
  - 損害15指標**：1 販売、2 利潤、3 生産高、4 市場占拠率、5 生産性、6 投資収益若しくは7 操業度における現実及び潜在的な低下、8 資金流出入、9 在庫、10 雇用、11 賃金、12 成長、13 資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実及び潜在的な悪影響、14 国内価格に影響を及ぼす要因又は15ダンピングの価格差を検討。
- 損害15指標については、全てが単調に悪化しなければならないわけではなく、総合的に評価できる。

## ②国内産業への損害（数量効果・価格効果の例）

数量効果の例	X年度	X + 1年度	X + 2年度	対X年度
				全世界輸入量
A国からの輸入量	215千MT	263千MT	441千MT	+105.1%
全世界輸入量に占めるA国の割合	81.7%	85.9%	92.3%	+10.6ポイント
国内需要量*	754千MT	758千MT	765千MT	+1.5%
国内需要量に占めるA国産品の市場占拠率	28.5%	34.7%	57.6%	+29.1ポイント

\*国内需要量については、業界団体が集計する統計情報や生産動態統計が活用可

価格効果の例	X年度	X + 1年度	X + 2年度	対X年度
				国産品の国内販売価格
輸入品の国内販売価格	165円	158円	154円	▲7.1%
国産品と輸入品の販売価格差	15円	17円	19円	+26.7%
国産品と輸入品の販売価格差率	8.3%	9.7%	11.0%	+32.5ポイント

## ②国内産業への損害（損害15指標の例）

損害指標の例		X年度		X+1年度	X+2年度	対X年度
国産品の国内販売量		539千MT		495千MT	324千MT	▲39.9%
国産品の市場占拠率[ 国産品の国内販売量 / 国内需要量 ]		71.5%		65.3%	42.4%	▲29.1% 内外
国産品の自家消費量		100千MT		97千MT	98千MT	▲2%
国産品の国内販売額		80百万円		70百万円	40百万円	▲50%
国産品の自家消費額		17百万円		17百万円	16百万円	▲5%
売上高 (国内販売額 + 自家消費額)		97百万円		87百万円	56百万円	▲42%
利潤( 利益 )	営業利益	9.7百万円		4.9百万円	▲3.1百万円	正→負
	経常利益	8.2百万円		3.3百万円	▲2.7百万円	正→負
生産高( 量 )		786千MT		693千MT	603千MT	▲23.3%
生産性	[ 生産量 / 雇用 ]	8.73千MT		7.97千MT	7.54千MT	▲13.6%
投資	設備投資額[ 該当貨物部分 ]	15百万円		15百万円	13百万円	▲13.3%
	投資率[ 上記投資額 / 全社投資額 ]	7.4%		4.3%	1.6%	▲5.8% 内外
投資収益	[ 営業利益 / 設備投資額 ]	14.2%		5.9%	▲9.8%	▲24.0% 内外
	[ 経常利益 / 設備投資額 ]	11.5%		8.3%	▲6.8%	▲12.1% 内外
操業度（稼働率） [ 生産量 / 生産能力（800千MT） ]		98.3%		86.6%	75.4%	▲22.9% 内外
キャッシュフロー（営業）		90百万円		87百万円	▲18百万円	▲108百万円
期末在庫	期首	期末	158千MT	118千MT	+10.3%	
	10千MT	107千MT				
雇用		90人		87人	80人	▲11.1%
賃金		335千円		330千円	325千円	▲3%
成長		生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。				
資金調達能力		新規設備投資の抑制が認められるなど資金調達能力は低下傾向にある。				

## ②国内産業への損害（損害15指標の例）

損害指標の例		ポイント
国産品の国内販売量		自家消費分（後述）を除外
国産品の市場占拠率[ 国産品の国内販売量 / 国内需要量 ]		
国産品の自家消費量		生産したものを出荷することなく自社製品に使用するもの等を記載
国産品の国内販売額		
国産品の自家消費額		生産したものを出荷することなく自社製品に使用するもの等を記載
売上高（国内販売額 + 自家消費額）		
利潤（利益）	営業利益	上記売上高を基に算出 製造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
	経常利益	
生産高（量）		自家消費分を含む
生産性	[ 生産量 / 雇用 ]	
投資	設備投資額[ 該当貨物部分 ]	造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
	投資率[ 上記投資額 / 全社投資額 ]	
投資収益	[ 営業利益 / 設備投資額 ]	
	[ 経常利益 / 設備投資額 ]	
操業度（稼働率） [ 生産量 / 生産能力 ]		
キャッシュフロー（営業）		利造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
期末在庫		
雇用		対象期間中の対象製品の生産・販売に関わった平均雇用人数 社内で通常使われている配賦基準に基づく
賃金		対象期間中に対象製品の生産・販売に関わった従業員への賃金の合計を雇用人数で除した額 社内で通常使われている配賦基準に基づく
成長		例えば研究開発費等、産業の成長を左右する指標の動向について説明
資金調達能力		例えば新規設備投資の動向等、資金調達能力を表す指標の動向について説明

### ③ 因果関係

因果関係については、国内産業の損害が①ダンピング輸入の影響であることだけでなく、②ダンピング輸入以外の要因についても説明することが必要。

①

- 営業現場での声（営業日誌や取引先とのやり取り結果等）をもとにした説明

- ダンピング品の輸入量の急増及び価格の引き下げにより、国産の貨物の販売量、市場占拠率及び販売価格が下落。
  - 現に、使用者から、ダンピングされた安価な貨物の価格を引き合いに値下げ要求が行われている。
- ⇒これらの事実は、ダンピングと損害に因果関係があることを十分に示している。

②

**(1) 第三国輸入品の影響**：国内産業への損害は、調査対象国ではない国（第三国）からの輸入によるものではないか？

【説明の例】

- 第三国からの輸入品の価格を調べたところ、ダンピング品の価格や、国産の貨物（日本国内でダンピングと競合する品）の価格を常に上回っている。
  - 購入者は、価格で購入先を決定する。
- ⇒よって、国産の貨物の価格を引き下げていたのは 第三国からの輸入品ではない。



**(2) 自家消費の変動**：国内産業への損害(売上高の減少)は、自家消費（自社内取引）の減少によるものではないか？

【説明の例】

- 2011年から2013年の間で自家消費分の生産高に顕著な変動はない。
  - 自家消費分の出荷価格は、ダンピング品の影響を受けている商品市場価格を適用。
- ⇒自家消費についての価格及び売上高の2011年以降の減少は、ダンピング品の価格引き下げによるものである。



# 【FAQ】複数国を対象として同時に申請することはできますか？税率は国ごとに決まるのですか？

- 複数国を調査対象国とすることは可能です。申請書では、ダンピングについては国ごとに算定し、国内産業への損害については全体で（対象国からの輸入による影響を全て合算して\*）論述することとなります。\*合算は、一定の条件（各国のダンピングマージンが2%以上であること、各国からの輸入量が無視できない量であること等）が満たされる場合のみ認められます。
- 調査結果を踏まえ、税率は海外供給者ごと（調査対象国の企業ごと）に決まります。

## 【炭素鋼製突合せ溶接式継手のケース（調査結果）】

対象国は中国と韓国の2つ

企業	ダンピングマージン率
中国企業 A,B,C,D,E,F,G	60.84
その他の中国企業	60.84
韓国企業 A	43.51
韓国企業 B,C	73.51
その他の韓国企業	73.51

同一国であっても、企業毎に異なるダンピングマージン率に

(注) 課税の延長に係る申請・調査時において、調査対象国を新たに追加することはできません。  
(調査対象国を新たに追加する場合は、別途の申請・調査が必要です。)

# 【FAQ】申請者の名前や申請書に記載した内容は全て公開されますか？

- 申請者の名前は、調査開始時に財務大臣告示において公開されます。
- 申請書に記載した内容のうち、申請者の営業活動等が明らかになる情報等は非開示扱いとすることができます。（申請書は、「開示版」・「非開示版」等を作成する必要があります。）

## 調査開始時の告示の例

財務省告示第〇号

X国産の◆◆に対する関税定率法第八条第五項の調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和A年B月C日

財務大臣@@@@

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

〇〇社 東京都◇◇区□□一丁目一番一号

●●社 東京都◆◆区■ ■二丁目二番二号



告示ではさらに、調査対象となる貨物の品名や、調査対象国、調査開始日、調査対象期間、調査対象となる事項の概要等について定めます。

## 非開示扱いとする情報の例

### ① 生産高や製造原価、販売費、実際の取引価格等の数値

《例 i : 割合により生産高が判明してしまう場合》

当社の生産高が国内総生産高に占める割合【33.3%】



当社の生産高が国内総生産高に占める割合は【25~40%】

《例 ii : 生産高の推移を示すことが必要である場合》

レンジ表記  
で示す

年	X	X+1	X+2
生産高（千MT）	786	693	603
生産高（千MT）	【100】	【88】	【77】

指数で示す

### ② 顧客又は供給業者の名称等、その他の企業秘密に該当する語句

《例：企業数は公開可能、企業名は秘密にあたる場合》  
取引企業は、【〇〇株式会社】と【××株式会社】である。



取引企業は、【A社】と【B社】である。

匿名化して示す

# 【FAQ】申請にあたっては業界内での合意が必要ですか？

申請段階・調査開始段階においては業界内の一定の合意が必要となる場合があります。調査開始時の要件の確認については、政府が行うことも可能です。

## 申請時に必要となる要件

$$\frac{\text{申請者の生産高}^{(*)}}{\text{国内総生産高}^{(*)}} \geq 25\%$$

※ここでは、「輸入生産者」等の生産高は除かれます。（「調査開始時に必要となる要件」についても同様です。）

\* 業界団体で申請を行う場合は、**団体の構成員の2以上の者が調査対象製品を生産していることが必要**です。

## 調査開始時に必要となる要件

$$\text{申請を支持する国内生産者の生産高} > \text{申請に反対する国内生産者の生産高}^{(*)}$$

※申請に支持も反対も表明しない者は、この要件の算定時に考慮されません。